

女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

徳島中央広域連合

徳島中央広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

〔平成 28 年 4 月 1 日〕
〔徳島中央広域連合長〕

徳島中央広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 15 条に基づき、徳島中央広域連合長、徳島中央広域連合消防本部消防長、徳島中央広域連合事務局長が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

徳島中央広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしています。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。)第 2 条に基づき、消防本部、事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題の分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、消防本部、事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

- ・ 平成 32 年度までに、女性の採用試験受験者数を、平成 26 年度実績の 2 人より引き上げ、受験者総数に占める女性の割合を 5 %以上にします。
- ・ 平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇又は、育児参加のための休暇の取得割合を 30 %以上にします。
- ・ 平成 32 年度までに、年次休暇を 80 %以上取得する職員の割合を 5 割以上にします。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

なお、この取組は消防本部、事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな

課題に対応するものから順に掲げています。

取組内容

：平成28年4月～

女性向け企業説明会の参画します

女性職員のみを対象とする研修や外部研修へ派遣します。

臨時、嘱託職員について、必要な業務研修を実施します。